

## 長束学区自主防災会連合会規約

(名称)

第1条 この会は、長束学区自主防災会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、地域住民の防災意識の高揚を図り、自主的な防災活動、および近隣地域住民による共助の防災活動を行うことにより、災害による被害防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害防止のための知識の普及・啓発
  - (2) 町内会・自治会（以下「町内会等」という。）自主防災会相互間、および区役所、消防署、消防団その他防災関係機関との連絡調整
  - (3) 防災に関する訓練の実施など防災事業に対する協力
  - (4) 災害時の要援護者支援対策
  - (5) 災害時における情報の収集・伝達、避難、出火防止、および初期消火、救出・救援、給食・給水等の応急対策
  - (6) 近隣住民間による相互支援力の向上
  - (7) 防災・救援物資並びに用具等の備蓄、および管理
  - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 災害時において、生活避難場所で前項の事業を実施する場合の要領等は、別に定める。

(会員)

第5条 本会は、長束小学校区内の町内会等の自主防災会をもって構成する。

(自主防災会長)

第6条 各町内会等の会員で構成する町内会等の長は、それぞれの町内会等における自主防災会の長（以下「自主防災会長」という。）となるものとする。  
ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

連 合 会 長	1 名
連 合 副 会 長	5 名

理 事	若干名
事務局 長	1名
事務局次長	1名
防 災 委 員	若干名
会 計	1名
会 計 監 査	2名
庶 務	若干名

(役員を選任)

第8条 役員を選任は、次により行う。

- (1) 連合会長は、町内会等の自主防災会長の互選とする。
- (2) 連合副会長は、前1号以外の自主防災会長がこれにあたる。
- (3) 理事は、町内会等と社会福祉協議会構成員の中から推薦された者とする。
- (4) 事務局長、事務局次長、会計および庶務は、自主防災会構成員の中から連合会長が委嘱する。
- (5) 防災委員は、町内会等から推薦されたものとする。
- (6) 会計監査は、理事の中から選出する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 連合会長は本会を代表し、会務を統括して災害時における応急活動の指揮を行う。
- (2) 連合副会長は、連合会長を補佐し、必要に応じて防災活動を指揮監督し、また、連合会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、会務の運営にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の会計および庶務を統括する。
- (5) 事務局次長は、事務局長の職務を補佐する。
- (6) 防災委員は、会務を掌理する。
- (7) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (8) 庶務は、本会の文書事務など庶務的な業務を行う。
- (9) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、および三役会議とする。

- 2 総会は、連合会長が召集し、連合会長が議長となる。
- 3 総会は、役員で構成し、次の事項を決議する。
  - (1) 防災組織の編成および任務の分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。

- (3) 防災訓練の実施に関する事。
  - (4) 事業計画、事業報告、および予算、決算に関する事。
  - (5) 規約の改定・廃止に関する事。
  - (6) その他連合会長が必要と認めた事。
- 4 三役会議は、連合会長、連合副会長、事務局長で構成する。ただし、連合会長が必要と認めたときは、連合会長が指名する者を召集することができる。
- 5 三役会議は次の事項を決議し、執行する。
- (1) 総会に提出すべき事項
  - (2) 総会より委任された事項
  - (3) その他三役会議が必要と認めた事項
- 6 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の定足数)

第11条 会議は、構成員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。なお、代理による出席、および委任状は、これを認めない。

(書面表決)

第11条の2 やむを得ない理由により総会が開催できないときは、第10条及び第11条の規定にかかわらず、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第13条 本会の経費は、次によるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 助成金
- (4) その他

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(会費)

第15条 本会の会費は、町内会等の会員1世帯あたり年間50円とする。

附 則

この規約は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月28日一部改正する。また、この改正に伴ない、新たに役員となった者の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年5月29日一部改正する。また、この改正に伴ない、新たに役員となった者の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日一部改正する。(書面表決)